

役員候補者選出規程

改正 平成 30 年 9 月 20 日

改正 令和 3 年 1 月 20 日 (あ)

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東京都建築士事務所協会(以下「本会」という。) の正会員の役員候補者の選出を適正に実施することを目的とする。

(役員候補者選出管理委員会の招集)

- 第 2 条 会長は、役員を選任する総会が開催される前年度の 9 月上旬 (以下、9 月を起点として時限を表記する。) までに、各ブロック代表幹事に役員候補者選出管理委員会 (以下「管理委員会」という。) の委員の選出を依頼する。
- 2 会長は、各ブロックから選出された委員について、9 月に開催される理事会の承認を得なければならない。
 - 3 管理委員会の委員長 (以下「委員長」という。) が選任される以前においては、管理委員会の招集は定款細則 (以下「細則」という。) 第 11 条第 8 項の規定にかかわらず会長が行う。
 - 4 管理委員会は、原則として 10 月乃至 4 月に開催するものとする。但し、正会員の役員が欠けたときは、会長が指定する日に開催するものとする。

(役員候補者の推薦依頼)

第 3 条 正会員の役員候補者の推薦依頼は、原則として、11 月以降に役員の担任する役職に応じて委員長が順次行う。但し、任期中に正会員の役員が欠けたときは、役員の欠員補充を理事会で決定した日から 1 ヶ月以内に推薦依頼を行う。

(会員数の確定)

- 第 4 条 役員選出にかかる会員数の確定日は、8 月 31 日とする。
- 2 管理委員会は、会員数を確定しこれを 10 月下旬に各ブロック代表幹事に通知する。

(会長職を担任する理事候補者の推薦)

第 5 条 委員長は、会長職を担任する理事候補者 (以下「会長候補者」とい

- う。)の第一次推薦を、11月上旬に各ブロック代表幹事に依頼する。
- 2 第一次推薦依頼を受けたブロック代表幹事は、所属するブロックにおいて協議を行い、当該ブロック所属の正会員の中から各支部が推薦した会長候補者中1名を、当該ブロックの会長候補者として、管理委員会に推薦する。
(あ)
 - 3 ブロック代表幹事は、ブロックにおける協議の結果、当該ブロックにおいて会長候補者がいない時は、その旨を管理委員会に報告する。
 - 4 管理委員会は、各ブロックからの推薦者を12月中旬までに取りまとめる。委員長は、取りまとめた結果、会長候補者が1名の場合には会長候補者が確定したこと並びに当該候補者の所属支部及び氏名を、会長候補者が複数名ある時は、その旨並びに当該候補者の所属支部及び氏名を12月末までに各ブロック代表幹事に通知する。(あ)
 - 5 第二次推薦を実施する時は、1月初旬までに委員長が各ブロック代表幹事に通知する。委員長は第一次推薦において推薦者を出したブロックに対して、第二次推薦において推薦の取り下げの有無を確認し、その確認後も推薦者が複数ある時は、推薦者を出さなかったブロックに対し、いずれの会長候補者を推薦するか、1月中旬までに意思表示をするよう求める。(あ)
 - 6 前項の意思表示の結果、推薦するブロック数が最も多い者を会長候補者とする。但し、推薦ブロック数が同数の時は、第4条に定める会員数のうち推薦するブロック内の会員数の合計を比較し、会員数の多い者を会長候補者とする。(あ)
 - 7 委員長は、前項により確定した会長候補者の所属支部及び氏名を1月下旬までに各ブロック代表幹事に通知する。(あ)

(副会長職を担任する理事候補者の推薦)

- 第6条 委員長は、1月末までに会長候補者に対し、副会長職を担任する理事候補者(以下「副会長候補者」という。)6名以内の推薦を依頼する。(あ)
- 2 会長候補者は、各ブロックと相談の上、2月中旬までに副会長候補者を推薦する。(あ)
 - 3 委員長は、会長候補者が推薦した副会長候補者の所属支部及び氏名を2月中旬までに各ブロック代表幹事に通知する。(あ)

(本部推薦に係る理事候補者の推薦)(あ)

- 第6条の2 委員長は、2月中旬までに会長候補者に対し、本部推薦に係る理事候補者(以下「本部推薦理事候補者」という。)の推薦を依頼する。
- 2 会長候補者は、各ブロックと協議の上、2月末までに管理委員会に本部推

薦理事候補者を推薦する。

- 3 委員長は、本部推薦理事候補者の所属支部及び氏名を2月末までに各ブロック代表幹事に通知する。

(常任理事候補者の推薦)

第7条 委員長は、常任理事候補者の推薦を3月上旬までに各ブロック代表幹事に依頼する。

- 2 常任理事候補者の推薦依頼を受けたブロック代表幹事は、所属するブロックにおいて協議を行い、当該ブロック所属の正会員の中から各支部が推薦した候補者中1名を、当該ブロックの常任理事候補者として、3月末までに管理委員会に推薦する。(あ)
- 3 委員長は、推薦を受けた常任理事候補者の所属支部及び氏名を3月末までに各ブロック代表幹事に通知する。

(理事候補者の推薦)

第8条 管理委員会は、前4条に規定する以外の理事の推薦依頼をするにあたり、第4条に定める会員数に基づき会長、副会長、常任理事及び本部推薦理事並びに正会員でない理事を除いたブロックごとの理事割り当て数をドント方式により算出し決定する。委員長は、これを受け、10月下旬に各ブロック代表幹事に当該ブロックの理事割り当て数を通知する。(あ)

- 2 委員長は、各ブロック代表幹事に前項で定めた割当に従い理事候補者をブロックで推薦するよう、3月上旬までに依頼する。(あ)
- 3 前項の推薦依頼を受けたブロック代表幹事は、所属するブロックにおいて協議を行い、当該ブロック所属の正会員のうち支部が推薦した理事候補者から当該ブロックに割り当てられた理事数を満たす理事候補者を3月末までに管理委員会に推薦する。(あ)
- 4 委員長は、推薦を受けた全ての理事候補者の所属支部及び氏名を3月末までに各ブロック代表幹事に通知する。

(監事候補者の推薦)

第9条 委員長は、各ブロック代表幹事に所属するブロックに割り当てられた監事候補者を推薦するよう、3月上旬までに依頼する。(あ)

- 2 前項の推薦依頼を受けたブロック代表幹事は、細則第12条第6項の規定に従い2ブロックの間で協議の上、監事候補者を選出し3月末までに管理委員会に推薦する。(あ)
- 3 委員長は、推薦を受けた全ての監事候補者の所属支部及び氏名を3月末ま

で各ブロック代表幹事に通知する。

(役員候補者届等)

第10条 細則第12条第1項乃至第4項及び第6項の規定に基づき、各ブロックから推薦する役員候補者の氏名及び推薦書等は、正会員理事・監事候補者届(様式1)、正会員理事・監事候補者推薦書(様式2)及び誓約書(様式3)とする。(あ)

(役員候補者の確定)

第11条 細則及び当規程に従い、適正に推薦され、書類審査を経たのち適格とされた者は、役員候補者とする。

(役員候補者の報告及び公表)

第12条 委員会は、前条において確定した役員候補者を、4月に開催される理事会に報告する。

(役員候補者の総会への推薦)

第13条 細則第13条第1項に定める正会員の理事候補者及び監事候補者は、正会員理事候補者名簿及び正会員監事候補者名簿(様式4)により総会へ推薦する。(あ)

2 前条の報告を承認した理事会は、推薦を受けた者を理事及び監事とする役員選任議案を総会に提案する。(あ)

(事務)

第14条 管理委員会の事務は本会事務局が行う。

(規程の改定)

第15条 この規程は、理事会の承認を経て改定する。

附 則

第1条 この改正は、本会の理事会の議決があつた日(令和3年1月20日)から施行する。

2 本則第8条第1項の規定にかかわらず、令和2年度に限り、各ブロック代表幹事に当該ブロックの理事割り当て数を通知する日を、本規程を改正した日

以降とする。